解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

札幌市中央区北四条西一二丁目一番地ほくろうビル3F　社団法人北海道労働者会館

代表清算人　渡邊　健一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

財団法人旦尾健康づくり助成基金

代表清算人　鈴木　庄亮

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月十四日開催の総会の決議により、平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

三重県津市一志町波瀬二二三一番地の二

財団法人波瀬文化会館

代表清算人　前川　久勝

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十二月四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

愛媛県伊予郡松前町大字北川原二〇六五

アサヒユニオン協同組合

代表清算人　尾崎　將継

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月五日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

高知県南国市植野一七二番地四

医療法人節紀会

清算人　吉川　京子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

東京都千代田区内神田三丁目二一番二号

財団法人日本茶院

清算人　太田　善朗

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十二月三日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

愛知県北名古屋市鍛冶ケ一色高塚一五九番地　西春鍛治ケ一色土地区画整理組合

清算人代表　牧野　俊一

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定める事由の発生により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

福岡県福岡市博多区東公園七番七号

財団法人福岡県産炭地域振興センター

清算人　久家　修児

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十五日

沖縄県那覇市松川二丁目二番一六号

財団法人ガールスカウト沖縄連盟

代表清算人　山田恵美子

第二十期決算公告

平成二十五年九月三十日現在

（単位・百万円）

貸借対照表の要旨

資産の部

流動資産	七七四
固定資産	三〇
資産合計	八〇四
負債及び純資産の部	
流動負債	五七六
固定負債	七六
株主資本	一五一
資本金	九〇
利益剰余金	六一
（繰越利益剰余金）	（六一）
（当期純利益）	（九二）
負債及び純資産合計	八〇四

平成二十六年一月十五日

愛知県豊橋市白河町一〇〇番地

株式会社リビングサーラ

代表取締役社長　山本　鉄秀

配当公告

愛知県名古屋市中区上前津一丁目一五番一九号　破産者　アキラ金物株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十五年（フ）第一〇二四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七四、〇二四、四三八円

一、配当をすることのできる金額

（内優先債権額　金一六八、七六五円）

金四六、〇八一、〇三九円

（内優先債権額　金一六八、七六五円）

平成二十六年一月十五日

名古屋市中区金山一丁目九番一七号金山スズキビル八階金山総合法律事務所

破産管財人　渥美　雅康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道恵庭市北柏木町一丁目七九九番地八、最後の住所北海道恵庭市有明町六丁目六番七―一〇五号　被相続人　亡　新居　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

事務所札幌市中央区南一条西四丁目五　大手町ビル三階　石井綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　俊春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市福居町一一二一番地一、最後の住所栃木県足利市新宿町七七八番地　雇用促進住宅足利宿舎一―一〇四

被相続人　亡　飯島　始

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

栃木県足利市通二丁目一二番地七号滝川ビル一階

相続財産管理人　弁護士　野中　貴弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区大崎四丁目二一五番地、最後の住所千葉県市川市須和田一丁目二二番二九号　須和田友愛住宅一〇三号

被相続人　亡　佐藤　富貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日

事務所千葉県市川市市川南一丁目九番二三号京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　南部　朋子